２０１７年３月１日

会　員　各　位

　　　公益社団法人滋賀県社会福祉士会

選挙管理委員長　大岡　紳浩

役員（理事）候補者選出に関する公示

下記のとおり、公益社団法人　滋賀県社会福祉士会の役員（理事）候補者選出を行いますので公示します。

記

１　選出する役員候補者の人数

理事１３人

２　選出する役員の任期

２０１７年６月１０日から２０１７年度にかかる通常総会終結の日（２０１９年６月開催予定）まで

３　立候補に関すること

1. 立候補受付期間

２０１７年３月１５日（木）から４月１１日（火）まで

郵送によることとし、締め切り日の消印を有効とします。

1. 受付先

〒525-007　滋賀県草津市笠山７丁目8-138（公社）滋賀県社会福祉士会事務局内

　　　（公社）滋賀県社会福祉士会選挙管理委員会事務局

1. 立候補者の要件

　　ア　立候補者は、正会員であること。

イ　立候補者は、正会員２人による推薦があること。

1. 立候補の方法

立候補は、別紙「（公社）滋賀県社会福祉士会役員立候補届」および「（公社）滋賀県社会福祉士会役員立候補者推薦書」（２人分）を合わせて提出（郵送）することにより行います。

封筒の表面には、必ず「立候補届在中」と朱書きしてください。

1. 禁止事項

ア　連続４期（８年）を超えての同一役職選任の禁止（定款第２６条第２項）

イ　推薦者が推薦できる立候補者は、１人とします。（役員選出規則（以下「規則」という。）第４条エⅱ）

ウ　選挙管理委員は、立候補できません。また、立候補者を推薦できません。（規則第６条第３項）

1. 留意事項

ア　立候補者および推薦者の氏名、会員番号、主な活動歴、および立候補の理由・抱負については公開します。

イ　立候補の受付は郵送のみです。ＦＡＸ、宅配便、Ｅメールや直接持ち込みは、規則上受付できません。

ウ　立候補届と推薦書２通は、必ず一括して発送して下さい。

エ　立候補届の提出期限に間に合わなかった場合や、届出書類に不備があった場合や、または虚偽が発見された場合は、立候補は認められません。

オ　立候補がなかった場合、立候補受付期間を延長することがあります。

　　この場合、選出期間も変更され、会員に通知します。

４　選出時期および選出方法

２０１７年５月８日（月）から５月１９日（金）まで

会員の投票により理事立候補者名簿の中から票数上位１３人を選出します。

立候補者が１３人以下の場合は、各候補者の選出の承認を通常総会で議決を行いますので、投票は行いません。

【本件に関するお問い合わせ】

（公社）滋賀県社会福祉士会事務局内

（公社）滋賀県社会福祉士会選挙管理委員会事務局

Tel：０７７－５６１－３８１１

Fax：０７７－５６１－３８３５

E-mail：shiga2944@sirius.ocn.ne.jp